

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

医療的ケア児に対する訪問看護の 適用範囲の拡大

重点番号10: 医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大(福井市)



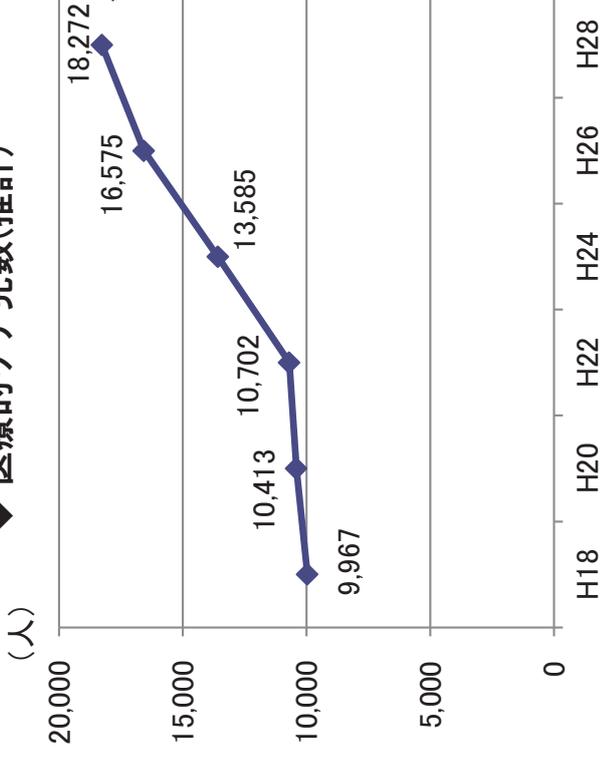
令和元年7月12日
福井県福井市

医療的ケア児について

医療的ケア児とは

- 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと
- 医療技術の進歩等を背景として、日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児が増加

◆ 医療的ケア児数(推計)



・出生数の減少にも関わらず、平成28年度には10年前と比較して約2倍の約1.8万人になったと推計

平成28年児童福祉法等改正

趣旨

障害児支援の二一ズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための整備等を行う

概要

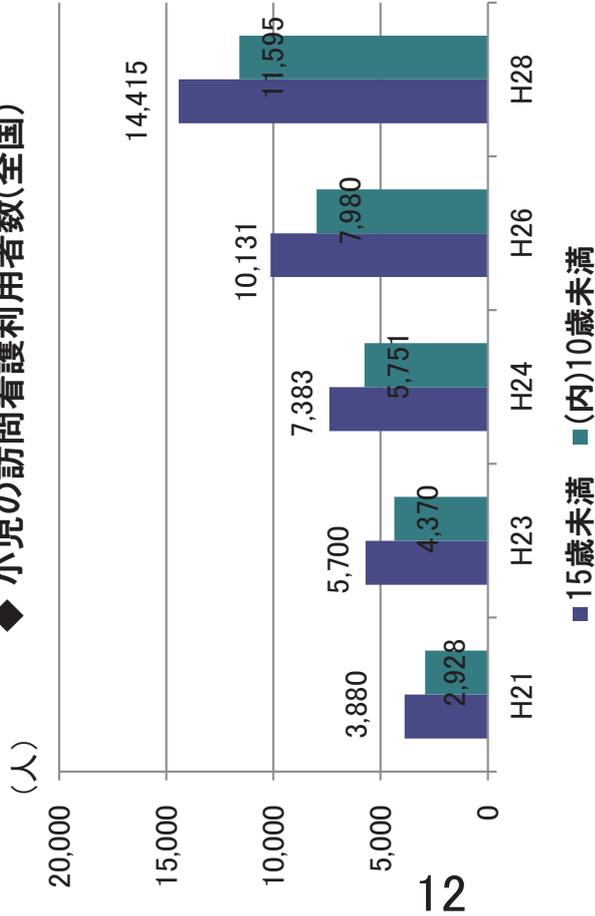
医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする

児童福祉法(抄)

第五十六条の六第二項 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

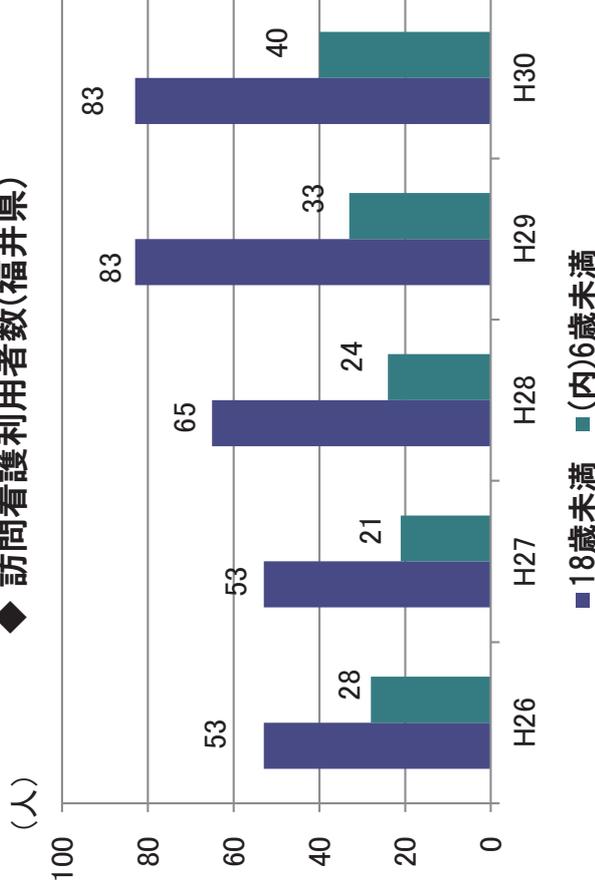
訪問看護について

◆ 小児の訪問看護利用者数(全国)



出典：厚生労働省保険局医療課調べ

◆ 訪問看護利用者数(福井県)



出典：福井県看護協会調べ

訪問看護の利用者数は近年増加傾向
 ・その伸びは、低年齢児の方が高い

訪問看護の適用範囲

適用範囲

健康保険法上、訪問看護における看護師の訪問先は

居室

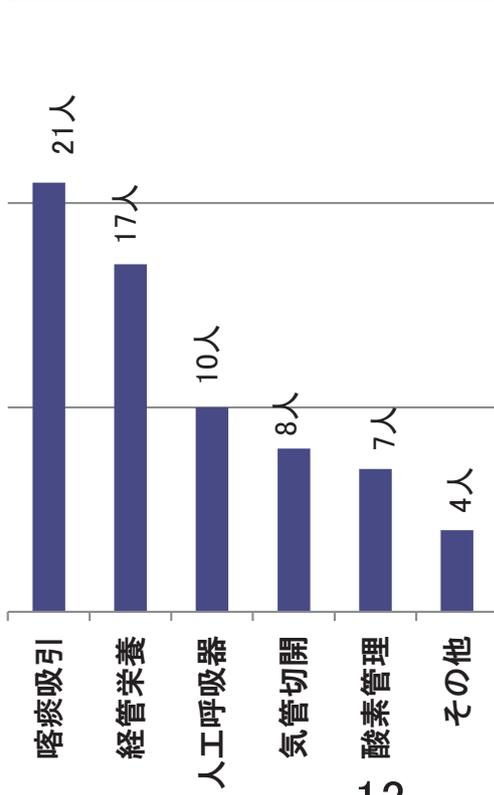
に限定

健康保険法(抄)

(訪問看護療養費)
 第八十八条第一項 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は負傷により、居室において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居室において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

福井市の現状

◆ 在宅実施の医療的ケア(18歳未満・重複あり)



◆ 保育所・認定こども園における受入れに関する相談件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
胃ろう 経鼻 チューブ	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	2(1)	1(0)
	・括弧内の数値は 受入れを認めた事案					
喀痰吸引	1(0)	1(1)				
酸素管理	1(0)				1(0)	1(0)
導尿					1(0)	1(0)
合計	2(0)	1(1)	1(1)	1(1)	4(1)	3(0)

■ 医療的ケア児の受入れに関する考え方

受入れ対象

医師の判断に基づき、集団保育が可能であると認めた児

受入れ内容

原則として喀痰吸引及び経管栄養
その他個別の状況を鑑み市長が認めた医療的ケア

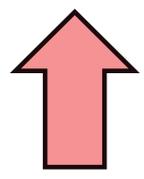
受入れ体制

原則、看護師を雇用

・ H29年度は1名募集したが、応募なし
 ・ H30年度は2名募集し、非常勤看護師1名を採用
 ・ R1年度は2名募集し、非常勤看護師1名を採用
 ※ 交代人員の確保及び拠点地機能の拡充のため、2名以上が望ましい

課題

○相談件数の増加に伴い、H29年度に初めて非常勤看護師の予算を計上したが、人材不足や予算の関係上、必要数の確保が困難



事例 1

対象者	Aくん（4歳・男児）
疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・糖源病※
医療処置	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養(胃ろう) 3時間おき <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要時血糖測定
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間おきに看護師が胃ろうから栄養補給としてミルクを注入 ・ 医師指示による活動制限はないが、低血糖になりやすいため、定期的に胃ろうからミルクを補充 ・ 易感染のため、感染予防に配慮するよう指示されている ・ 運動量の激しい活動の前後には血糖測定を実施
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児20名のクラスに対し、保育士1名＋非常勤保育士1名を配置 ・ 非常勤看護師1名を配置（医療的ケア児対応及び園全体の保健衛生管理）
特記事項	<p>母親が急死し、早急に対応しなければならなかった。 園での訪問看護利用を希望したが叶わなかったため、看護師が配置されるまでの期間、県外の祖母を呼び寄せ対応していた。</p>
訪問看護が利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を保育所等で利用することにより、看護師が配置されるまでの期間であっても、切れ目なく児を預かることができる ・ 既にご利用している訪問看護であれば、適正な医療的ケアがスムーズに実施される

※ 糖源病

先天性の糖代謝異常

糖代謝の経路に関する酵素の異常によって発症する症候群

代謝異常により、摂取された糖が分解・合成されず、肝臓などにグリコーゲンが蓄積される。よって血液に循環しないため、低血糖や肝腫大などの症状が起こる。

事例 2

対象者	Bちゃん (5歳・女児)
疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・急性脳炎 ・神経麻痺 (2018年10月診断) ・上記疾病による左顔面神経麻痺及び嚥下障害
医療処置	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養(鼻腔) 昼食時
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行や走行について若干の手助けが必要であるが、園での活動について大きな支障はきたしていない ・定期的に医療機関受診
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・30名のクラスに対し、保育教諭1名＋非常勤保育教諭1名を配置
特記事項	<p>経管栄養に対する体制が園では整っていないため、昼食時に保護者が毎回来園して実施している。発症後一旦退園したが、保護者は集団に入ることの必要性を強く感じており、再度元の園への入園となった。</p> <p>体力を考え週1～2回の一時預かりから始めて徐々に慣らしていき、現在は週5日通うことができている。</p> <p>医師としては、機能的には回復しているため嚥下は可能と判断しているが、児が頑なな面があり嚥下できず、経管栄養で対応している状況にある。</p>
訪問看護が利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食時の医療的ケア実施の時間帯のみ、保育所等で訪問看護を利用することにより、保護者に来園を求める必要がなくなり、保護者の身体的・精神的な負担が軽減される ・1日数時間の医療的ケア実施のために、看護師1人を雇用することについてためたためられる場合であっても、訪問看護であれば、短時間・短時間だけといった利用ができるので、保護者の来園を求めずに児を預かることができる可能性が高まる

福井市からの提案

提案内容

健康保険法上の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外である①保育所、②認定こども園、③幼稚園を訪問先として認める

※3施設に限定した理由は、当該施設が保護者の同伴なしに未就学児を受け入れる施設であり、かつ看護師の配置が義務付けられていない施設であるため

■ 訪問看護の適用範囲

居宅のみ

- ① 保育所
- ② 認定こども園
- ③ 幼稚園



制度改正による効果

- 看護師の確保が困難である中、看護師を雇用しなくても、医療的ケア児の受入体制が強化できる
- 短期間・短時間の利用、あるいは看護師を確保できるまでのつなぎ、といった柔軟な対応が可能となり、ニーズに合わせた体制が構築できる
- 近年、医療的ケア児の保護者から、要望が強まってきている「児童の社会性の発達に資する集団保育」を経験する機会が増す

